薬食審査発第 0825001 号 平成 20 年 8 月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様の取扱いについて」等の 一部改正について

新医薬品の製造販売承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の電子化仕様については、「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様の取扱いについて」(平成 16 年 5 月 27 日付薬食審査発第 0527004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「課長通知」という。)により通知したところですが、これまでの運用を踏まえ、今般、課長通知等の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴管内関係業者に対し周知方お願いします。

なお、参考として改正後の課長通知を添付いたします。

記

1. 改正事項

- (1) 記の3を次のように改める。
 - 3. 適用範囲

本作成要領は、医療用医薬品のうち新医薬品の承認申請書に添付すべき資料を電子的に提出する場合に適用する。なお、「医薬品の承認申請について」(平成 17 年3 月31 日付薬食発第 0331015 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。)の別表第2-(1)の(7)、(8)、(9)及び(9の2)に該当する医薬品のうち、CTD 通知によらず資料を作成する場合を除く。また、再審査期間中でないものへの適用については、原則として新医薬品等との同時申請で審査部局が同じである場合に限るので、別途審査当局に相談されたい。

- (2) 記の5を削除する。
- (3) 別紙1及び別紙2を別添の新旧対照表のように改正する。



(4)「新医薬品の承認審査に係る情報の公表について」(平成 17 年 4 月 22 日付薬食審査 発第 0422001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)の記の 2 の (3) 中「500KB ~ 1 MB」を「10 MB」に改める。

2. 適用期日

本改正による取扱いは、平成20年10月1日以降に行われる医薬品の承認申請について適用すること。ただし、通知日以降、本改正の内容に従って提出しても差し支えない。

3. その他

課長通知に従って作成した資料については、「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様提出時の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)により、紙媒体による資料を副本として1部提出することとしているが、本取扱いは、今後の電子化仕様資料の提出状況を踏まえ、見直しを行う予定であること。

改 正 前

2.1 eCTD とする場合の要件

eCTDで申請する場合はすべての提出書類性を電子的に提出しなければならない。ただし、電子署名による受付が可能とされるまでの間、署名又は記名・捺印等のページは当該ページをスキャニングし、電子媒体に保存してeCTDに添付すること。その際、当該頁を間違いなくスキャニングしたことを示す陳述書を別途書面で提出すること。

注:参考文献として提出すべき公表論文に関して は可能な限り電子化を行い提出することとする が、著作権等の問題がある場合には紙のみの提出 でもeCTD 申請を可能とする。

2.2.3 動作確認

(前略)

審査当局において、公表する審査の標準 環境で上記動作が確認できない場合、ある いは不当な表示が認められた場合は申請者 に差換えを求めることとし、その間のタイ ムクロックを申請者側とする。申請者は eCTD資料に表示上の問題が生じ、電子的に 提出ができない場合は、事前に審査当局に 相談し、紙への切り替え、取扱い、対応手 順等を定め適宜対応すること。

4.2.3 フォントの色

(前略)

ハイパーテキスト・リンク<u>は</u>青色のフォントを使用することが望ましい。

改 正 後

2.1 eCTD とする場合の要件

をCTDで申請する場合はすべての提出書類を電子的に提出しなければならない。ただし、電子署名による受付が可能とされるまでの間、署名又は記名・捺印等のページは当該ページをスキャニングし、電子媒体に保存してeCTDに添付すること。その際、当該頁を間違いなくスキャニングしたことを示す陳述書を書面ならびに電子的に提出すること。陳述書の電子ファイルは第1部3項に含めること。

2.2.3 動作確認

(前略)

審査当局において、公表する審査の標準 環境で上記動作が確認できない場合、ある いは不当な表示が認められた場合は申請者 に差換えを求めることとし、その間のタイ ムクロックを申請者側とする。申請者は eCTD資料に表示上の問題が生じ、電子的に 提出ができない場合は、事前に審査当局に 相談し、紙への切り替え、取扱い、対応手 順等を定め適宜対応すること。

なお、提出前に動作を確認する方法については、審査当局のホームページに掲載された情報を確認の上で適宜実施すること。

4.2.3 フォントの色

(前略)

ハイパーテキスト・リンク<u>の指定は</u> eCTD 通知の記載に基づくが、青色のフォ ントを使用することが望ましい。

改 正 前	改 正 後
	4.4 ハイパーテキスト・リンク
	同一文書内 (同一 PDF ファイル) 及び異
	なる文書問 (異なる PDF ファイル) のハイ
	パーテキスト・リンクは、審査の効率化の
	ために適切に設定すべきものである。第2
	部から第3部~第5部へのハイパーテキス
	ト・リンクは可能な限り設定すること。
4.4 スキャン文書の解像度	<u>4.5</u> スキャン文書の解像度
	4.6 ファイルの種類
	リーフファイルを PDF 形式及び
	Microsoft Excel 形式以外のファイル形式
	で提出する必要が生じた場合は、事前に審
	査当局に相談すること。
<u>4.5</u> 日本固有のリーフファイルについて	<u>4.7</u> 日本固有のリーフファイルについて
<u>4.5.1</u> 症例一覧表	<u>4.7.1</u> 症例一覧表
(略)	(略)
4.5.2 添付資料一覧	4.7.2 添付資料一覧
(略)	(略)
4.5.3 承認申請書 (写)	4.7.3 承認申請書 (写)
(略)	(略)
4.5.4 過去に作成された資料の取扱い	4.7.4 過去に作成された資料の取扱い
(前略)	(前略)
なお、第3部、第4部、第5部に添付する	なお、第3部、第4部、第5部に添付する
報告書等のうち、平成 17 年 3 月以前に紙媒	報告書等のうち、 <u>平成 18 年 3 月</u> 以前に紙媒
体としてすでに作成された資料は、判読可	体としてすでに作成された資料は、判読可
能であれば、本作成要領に示した仕様以外	能であれば、本作成要領に示した仕様以外
の PDF(スキャニングにより作成した PDF	の PDF(スキャニングにより作成した PDF
等)であっても、eCTD に含めて差し支え	等)であっても、eCTD に含めて差し支え
ない。原則として、 <u>本通知施行一年以内を</u>	ない。原則として、それ以降に作成される
<u>猶予期間とし、</u> それ以降に作成される資料	資料に関しては、電子ファイルから PDF フ
に関しては、電子ファイルから PDF ファイ	ァイル(テキスト PDF)を作成すること。
ル (テキスト PDF) を作成すること。	

改 正 前	改 正 後
5.1.2 追加フォルダ	5.1.2 追加フォルダ
申請者は申請資料の構成により、eCT	<u>rD</u> (削除)
テンプレート以外にフォルダを追加する	 5場
合は審査当局へ連絡すること。	
	★総 症例一覧表、非臨床報告書並びに臨床総
┃ 括報告書は以下の通りフォルダを作成し	ン、 括報告書は以下の通りフォルダを作成し、
対応すること。	対応すること。
5.1.2.1 症例一覧表フォルダ	5.1.2.1 症例一覧表フォルダ
(前略)	(前略)
各種症例一覧表を格納するフォルダク	名 <u>各種一覧表</u> を格納するフォルダ名は、原
は、原則として以下のとおりとする。	則として以下のとおりとする。 <u>これらフォ</u>
(後略)	ルダは「537-crf-ipl」フォルダ以下に作成
	<u>する。</u>
	(後略)
	5.1.2.3 第1部用フォルダ 参照箇所:
	別紙 2
	m1/jp フォルダ以下に必要に応じフォル
	ダを作成することで差し支えない。
6.1.1 Node Extension	6.1.1 Node Extension
(前略)	(前略)
ただし、対応可能な手段が他にない場	合 <u>に</u> ただし、対応可能な手段が他にない場合 <u>は</u>
限り使用しても差し支えない。	審査当局に事前に相談のうえ使用すること
	で差し支えない。
7.2 提出媒体	7.2 提出媒体
(前略)	(前略)
1. eCTD 受付番号	1. eCTD 受付番号
2. 申請区分	2. 申請区分
3. 申請日 <u>(資料提出日)</u>	3. 申請日
	4. 資料提出日
4. 販売名	<u>5.</u> 販売名
<u>5.</u> 申請者名	<u>6.</u> 申請者名
6. 提出電子媒体が複数となった場合	入媒 7. 提出電子媒体が複数となった場合、媒
体の順序が識別できる番号(当該	
目/総枚数)	目/総枚数)
	8. 提出連続番号
	9. 備考

	改 正 後			
8.2 改訂時の対処方法 (前略) なお、ファイル変更に伴う改訂版提出時 にそのファイルが他のファイルからリンク 先として設定されている場合は、正しいリ ンク表示ができなくなる可能性がある。 (後略)	8.2 改訂時の対処方法 (前略) なお、 <u>審査の過程で</u> ファイル変更に伴う 改訂版提出時にそのファイルが他のファイ ルからリンク先として設定されている場合 は、正しいリンク表示ができなくなる可能 性がある。 (後略)			
8.3 オペレーション属性 (前略) 2回目の修正で1回目変更(0001)のファイル(リーフID:a2345678)が参照不要になった際のindex.xml 記載例(0002/index.xml) <leaf <br="" checksum="" id="a3456789">checksum-type="MD5" operation = "delete" modified-file = "/0001/index.xml#a2345678"> <title>○○○○○○</title> </leaf>	8.3 オペレーション属性 (前略) 2回目の修正で1回目変更 (0001) のファイル(リーフID:a2345678)が参照不要になった際のindex.xml 記載例 (0002/index.xml) <leaf checksum="" checksum-type="MD5" id="a3456789" modified-file="/0001/index.xml#a2345678" operation="delete"> <title>○○○○○○</title> </leaf> 原則として資料差し替え時はオペレーション属性値に replace 属性値、補足追加資			
10. その他	料提出の場合はオペレーション属性値に append 属性値を使用する。不明確な場合 は、事前に審査当局に相談されたい。			

海外での承認申請資料などにおいて日本 では要求していないデータ(例えばデータ セット、個別患者のケースカード等)が含 まれていても、削除を求めるものではない。

海外での承認申請資料などにおいて日本 では要求していないデータ(例えばデータ セット、個別患者のケースカード等) が含 まれていても、削除を求めるものではない。 ただし、米国で用いられている Study Tagging File (STF) は削除すること。

別紙 2 電子化コモン・テクニカル・ドキュメント 申請書等行政情報及び添付文書に関する情報の新旧対照表

7 W 10 TP	りる情報の新旧対照表							
	改	正 前			改	正 後		
4. 要素	表/属付	生の解説		4. 要素/属性の解説				
(前略)	İ			(前略)				
要素	属	説明		要素	属	説明		
名	性			名	性			
<doc< td=""><td>な</td><td>(前略)第1部では、+<u>"eCTD</u></td><td></td><td><doc< td=""><td>な</td><td>(前略)第1部では、+<u>"eCTD</u></td></doc<></td></doc<>	な	(前略)第1部では、+ <u>"eCTD</u>		<doc< td=""><td>な</td><td>(前略)第1部では、+<u>"eCTD</u></td></doc<>	な	(前略)第1部では、+ <u>"eCTD</u>		
-id>	し	申請番号"+"一"+"提出番号"		-id>	し	受付番号"+"一"+"提出連続		
		を記載する。	1			番号"を記載する。		
(中略)) 			(中略)			
要素	属	説明		要素	属	説明		
名	性			名	性			
<blo< td=""><td></td><td>(前略) 第1部での記述は、</td><td></td><td><blo< td=""><td> </td><td>(前略) 第1部での<u>管理情報</u></td></blo<></td></blo<>		(前略) 第1部での記述は、		<blo< td=""><td> </td><td>(前略) 第1部での<u>管理情報</u></td></blo<>		(前略) 第1部での <u>管理情報</u>		
ck-ti		サンプルインスタンスを参照		ck-ti		<u>部の</u> 記述は、サンプルインス		
tle>		すること。		tle>		タンスを参照すること。 <u>TOC</u>		
						部の記述については、「新医薬		
						品の製造又は輸入の承認申請		
						に際し承認申請書に添付すべ		
						き資料の作成要領について」		
						<u>(平成 13 年 6 月 21 日付医薬</u>		
						審発第899号厚生労働省医薬		
						<u>局審査管理課長通知。以下</u>		
						「CTD 通知」という。)に基		
/ L m tr	,			/ . l - mb		づき記載すること。		
(中略)			(中略	1	2¥ 80			
要素	属	説明		要素	属	説明		
名	性	(土4 11 方 1 方 1 方 1 方 1 方 1 1 1 1 1 1 1 1 1		名	性	(长顺) 姓,如今不言注:		
<doc< td=""><td>pa</td><td>(前略)第1部での記述は、</td><td></td><td><doc< td=""><td>pa</td><td>(前略)第1部での記述は、</td></doc<></td></doc<>	pa	(前略)第1部での記述は、		<doc< td=""><td>pa</td><td>(前略)第1部での記述は、</td></doc<>	pa	(前略)第1部での記述は、		
-con	ra	サンプルインスタンスを参照		-con	ra	CTD 通知で規程されている CTD 番目 た PL 、 1 01		
tent	m	<u>すること。</u>		tent	m	CTD 番号を用い、m1-01、		
[[>				>	<u></u>	m1-02と記述すること。		

	改	正 前·			改	正 後
要素	属	説明		要素	属	説明
名	性			名	性	
<pre><pre>pro</pre></pre>		doc-content で指定された属		<pre><pre>pro</pre></pre>		doc-content で指定された属
pert		性情報を記述する。第1部で		pert		性情報を記述する。第1部で
y>		の記述は以下のとおりと <u>し、</u>		y>		の記述は以下のとおりとする
		サンプルインスタンスを参照				こと。
		すること。				
		(中略) TOC 部は、eCTD 仕				(中略) TOC 部は、eCTD 仕
		様に準じて name 属性に				様に準じて name 属性に
		"operation"、"checksum"、				"operation", "checksum",
		"checksum type"を指定し、			!	"checksum-type"を指定し、
		該当する内容記述を行う。複		!		該当する内容記述を行う。複
		数のファイルを参照する場合				数のファイルを参照する場合
		(サンプルインスタンスの				(サンプルインスタンスの
		"添付資料一覧"等を参照) は、				"添付資料一覧"等を参照) は、
		name 属性に				name 属性に
	"sequencenumber"を指定					"sequencenumber"を指定
し、繰り返しの識別番号を記 述すること。					し、繰り返しの識別番号を記し	
					述すること。	
					ただし、同一 <content-block></content-block>	
	!					に <doc-content>が1つのみ</doc-content>
						存在する場合、
						sequencenumber は記載しな
						いこと。
<pre><pre></pre></pre>	na	属性種別を記述する。改訂の		<pre><pre><pre></pre></pre></pre>	na	属性種別を記述する。改訂の
pert	m	場合は上述の name 属性に加		pert	m	場合は上述の name 属性に加
y>	е	え"modified"を指定し、eCTD		y>	e	え"modified"を指定し、eCTD
		仕様に <u>順じ</u> 、変更するファイ				仕様に <u>準じ</u> 、変更するファイ ル情報を追加すること。
//// m/s	ル情報を追加すること。			(後略	<u> </u>	//
(後略	(1			(1友昨	<i>i)</i>	

改 正 前	改 正 後
6. リーフファイル	6. リーフファイル
xlink:href 属性及び modified-file 属性に	xlink:href 属性及び modified-file 属性に
指定されるリーフファイルは、原則 PDF 形	指定されるリーフファイルは、原則 PDF 形
式とする。ファイルの命名規則については、	式とする。ファイルの命名規則については、
ICH eCTD の仕様に従う。	ICH eCTD の仕様に従う。
	なお、第1部13項に既承認申請添付資料
	の添付を必要とする場合、既承認申請添付
	資料が eCTD で提出されている場合は、既
	承認申請時の eCTD 受付番号を記載するこ
	とで差し支えない。
8. XML スキーマ: jp-regional-1-0.xsd、	8. XML スキーマ: jp-regional-1-0.xsd、
xlink.xsd	xlink.xsd
(前略)	(前略)
xml version="1.0"</td <td><?xml version="1.0"</td></td>	xml version="1.0"</td
encoding="UTF-8"?>	encoding="UTF-8"?>
</td <td><!--</td--></td>	</td
Date : <u>2004/5/XX</u> Version : 1 .0	Date : <u>2004/5/27</u> Version : 1.0
>	>
(略)	(略)
(後略)	(後略)

改 正 前	改 正 後
9. XML インスタンス:	9. XML インスタンス:
jp-regional-index.xml	jp-regional-index.xml
<u>実例</u> を以下に示す。下記の実例ファイル	<u>サンプルインスタンス</u> を以下に示す。下
をテンプレートとして実際の個別の申請に	記の実例ファイルをテンプレートとして実
使用することが可能である。	際の個別の申請に使用することが可能であ
	る。
	ただし、 <block-title>や<content-block></content-block></block-title>
	の param 属性等、CTD 通知に基づき記述
	すべき事項は、最新の通知に基づき記載す
	<u>ること。</u>
(中略)	(中略)
(略)	(略)
<content·block< td=""><td><content-block< td=""></content-block<></td></content·block<>	<content-block< td=""></content-block<>
param="admin">	param="admin">
	<pre></pre>
<doc content<="" td=""><td><doc-content< td=""></doc-content<></td></doc>	<doc-content< td=""></doc-content<>
param="01">	param="01">
<title><u>申請</u>番号</td><td><title>eCTD 受付番</td></tr><tr><td></title>	号
(略)	(略)
<content-block< td=""><td><content-block< td=""></content-block<></td></content-block<>	<content-block< td=""></content-block<>
param="m1-11">	param="m1·11">
查基本計画書(案)	後調査基本計画書(案)
(略)	(略)
(後略)	(後略)
様式 1 eCTD カバーレター	様式 1 eCTD カバーレター
(略)	(別添の様式に改める。)

eCTD	受付番号				:
提出证	 連続番号				
様式	(コード)				
申請区	区分				
申請日	I				
名 称	一般的名称				
	販売名				
申請額	音セクション一覧				
電子如	某体の種類				
提出村					
サイス	ズ(提出媒体ごと)		, , , , ,		
ウイル	レスチェックに関す				
る陳遠	<u>k</u>				
index.xml のチェックサム			· · · · ·		
関数値					
動作確認環境		CPU:	メモリ	(RAM)容量:	
		OS:			
		ブラウザ:	(Ver. :)	
		PDF Ver. :			
		(薬事担当者名)		Tel:	
ነቴ፣ ራ/ረ /	l-			Fax:	
連絡先		(技術担当者名)		Tel:	
				Fax:	
備考					
1 == 1		1:2371=1:11 7 FF 7 FF	金銭がかりまままけれる	له ا ب	

上記により、医薬品製造販売承認における電子申請資料を提出いたします。

20 年 月 日

(申請者)

住所

氏名

囙

厚生労働大臣 殿